



美作市監査委員告示第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定に基づく、美作市職員措置請求について監査を実施したので、同条第4項の規定により、その結果に関する通知を公表する。

なお、監査委員の判断により通知内及びその資料内の個人名、事業所名等についてはプライバシー保護の関係上非公開とする。

平成26年12月26日

美作市監査委員	窪田	功
同 上	高田	修平
同 上	松本	妙子
同 上	日笠	一成



美作市職員措置請求に係る監査の結果について（通知）

平成26年10月31日付で地方自治法第242条第1項の規定に基づき提出された美作市職員措置請求書について、地方自治法第242条第8項の規定に定める監査委員の合議の一致には到らず、監査の結果をなしえなかったことから下記のとおりそれぞれの監査委員の意見を付して通知します。

記

第1 請求の受付

- 1 請求人の住所氏名
請求人

- 2 請求書の提出

平成26年10月31日

- 3 請求の要旨

請求人が提出した措置請求書による請求の要旨は次のとおりである。

平成24年7月に、クリーンセンター建設に関連して「美作の環境を考える会」の会長他2名を名誉毀損で告発されましたが、平成25年9月26日に不起訴処

分の決定がありました。

元市長が美作市の公費を使用して行った名誉毀損の告発は刑法第230条の2の規定から考えても不当な支出と考えられることから、公費で使用した委託金315,000円及び日当相当額79,460円の返還を元美作市長に求めるものです。

(注) 事実を証する書面等、提出のあった資料の添付は省略する。

4 請求の要件審査

本件請求は、地方自治法（以下「法」という。）第242条所定の要件を具備しているものと認め、平成26年12月1日付でこれを受理した。

第2 監査の実施

本件措置請求について、法第242条第4項の規定により次のとおり監査を実施した。

1 証拠の提出及び陳述の機会の付与

請求人に対し、平成26年12月12日に地方自治法第242条第6項の規定による証拠の提出及び陳述の機会を与えたが、請求人から陳述については辞退の申し出とともに辞退届の提出があった。

(注) 提出のあった資料の記載は省略した。

2 監査に当たり事情聴取等した者

(1) 部内

総務部関係職員

(2) 市議会議員

(3) 部外

被告発者である請求人及び

なお、本件関係者である前総務課参事・については、病気療養中であることから事情聴取は差し控えた。

3 監査期間

平成26年10月31日から同年12月26日まで

第3 監査の結果

法第242条第8項において、同条第4項の規定による監査についての決定は、監査委員の合議によるものとされているので、合議を得るべく協議を重ねてきたが、

同条第5項に規定される期間内において、意見の一致を見ることができず、最終的に合議が整わなかった。

以下に監査委員の判断と意見を記載する。

第4 窪田監査委員の「監査及び判断と意見」

一 事実関係と刑法の適用、及び報道機関対応について

1 告発に係るビラを作成したのは、「美作の環境を考える会」である。

同会は、「美しい美作の自然を子供たちにのこそう」を標榜しているほか、新クリーンセンターの建設に関して会を結成した経緯から、公害等のない施設建設に向けて市に説明を求め意見具申するなどの活動を目指し、平成23年7月中旬に結成されたものであり、任意に結成された民主的市民団体と認められる。

2 平成24年7月19日、告発者である美作市長が美作警察署に提出した告発状に記載されているビラを、「美作の環境を考える会」が平成24年5月中旬、約3,000枚作成し、美作市の住民多数に郵送または配布したことについては、被告発人側においても認めていることから間違いないものと認める。

3 請求人は平成23年中は同会に加入していたが、本件ビラを作成したときにはすでに同会を退会していたことから、ビラの作成については関与していない。

しかし平成24年5月2日、同会が開催した[]、[]議員出席の意見交換会には参加しており、その後同会の事務局長・[]からビラの配布方協力要請を受け、一読したところ自己の記憶との誤りを見つけなかったもので、およそ3集落の30枚、30戸ほどについて配布協力したと供述していることから、配布活動についての関与はあったと認められた。

4 ビラに書かれている内容が事実かどうかについては、その後における美作市の調査をもってしても物証等のない中、完全解明するには至っていないが、関係人以外知る由もない[]が指名を受け、しかも落札するらしいとの情報は、その状況から判断してこれを知り得たいいずれかの関係者から事前に漏洩し、議員らの間で広まっていたことは、美作市が行った関係人調査結果からも明らかであり、事実でもある。

このことについて考えたとき、これが指名を受けた業者側から漏洩したことの証明がない限り、市の関係職員から漏洩したというほかなく、その点[]政策審議監等が行った調査は不十分であったと言えよう。

平成24年12月議会においては、美作市はその調査結果については議員に配るなどと答弁をしているが、なぜか調査報告書（資料1）については文書決裁がされておらず、それ故かこれが履行されていない。

事実関係の証明の困難さは、同会員等においても同様であったと考えられ、請求人からその真実性の証明の申し出はなかった。

よって、本件告発事件については、刑法第230条の2に規定の真実の証明による免責規定の適用はできない。

5 告発状によれば、同状に記載されている被害者は、「美作市の副市長」と記載されていることから、告発者である美作市長及びその代理人においては、同人は刑法第230条の2第3項に定める公務員であると認識していたことについては疑う余地はない。

6 刑法第230条の2は、刑法第230条（名誉毀損）の特例規定であるが、その特例条文の中においても、さらに第三項は公務員等についての特例を定めたものである。

そして、同条第2項の擬制規定により公務員等に関する事実に関しては、公共の利害に関する事実とみなされるのである。

7 昭和44年6月25日最高裁大法廷は、今までの判例（真実の証明責任は行為者側にあった。本件でいえば、 ほか2名の被告発者サイドにあるということ。）を変更し、「真実性を証明できなかった場合でも、確実な資料・根拠に基づいて事実を真実と誤信した場合には故意（名誉毀損罪は故意犯）を欠くため処罰されない。」と判示した。

また、民事事件に関してではあるが、「公正な論評」問題において、その意見・批判が客観的に正当である必要ではなく、主観的に正当であると信じてなされればよいとの学説もある中、このことに関して平成元年12月21日の最高裁判例（公務員に対する批判・論評事件への適用）も存在する。

そしてその法理は、「表現の自由」と「名誉の保護」との調和にあるとされているほか、違法性阻却事由が定着した見解である。

そしてこうした見解は、美作市においてもその後において確実な情報として取得してもいる。

8 以上のことを踏まえた上、公務員には告発義務規定があるとは言え地方公共団体である美作市が、副市長職にあった被害者に関する名誉毀損があったとして市民等を告発する場合にあっては、

①刑法第230条の2を含む関係条文や判例等に照らして、その適用に誤りはないか

②それが権利の濫用に当たることはないか、

- ③妥当性に欠けるところはないか、
- ④とりわけ人権推進行政を担う地方公共団体であるだけに、表現や言論・出版の自由との関係において問題はないか、
- ⑤さらには聴聞や警告などを行うなどの手順を踏んだものであるか、
など、慎重に行う必要があることは言うまでもないことである。

- 9 報道機関対応についても、人権推進の任にある地方公共団体としては、国民の基本的権利である表現や言論・出版の自由、集会結社の自由の保障の観点から、発表そのものについてより慎重であらねばならないことも当然である。

また、事案によっては報道機関に対して報道そのものや、匿名報道について協力要請することもあり得るところである。

二 告発の合法性と妥当性について

- 1 告発に係るビラの配布行為等の事実関係については当事者間に争いはなく、被害者が公務員である美作市副市長であることも既述してきたとおり事実である。

また、刑事訴訟法第239条第2項の規定により、公務員には犯罪があると思料する場合においては告発する義務があることから、権利の濫用やその妥当性の逸脱等の問題は別として、公務員には告発義務があることには争う余地はない。

- 2 次にその妥当性について判断する場合の問題は、三つあると考える。

その一は、告発状の「告発に至る経緯」の第3に記載の事実が、当監査結果の第4の一に記載した刑法第230条の2の第3項及び最高裁判決等を踏まえたとき、公務員たる[]について、本件ビラの平穏な配布行為をもって名誉毀損罪にあたるとして告発したことの違法性判断だけでなく、その妥当性について、判断する必要がある。

なんとならば、住民監査請求について定める地方自治法第242条第1項は、「違法若しくは不当な公金支出」について監査を求めることができる旨規定しているからである。

その二は、本件告発が権利の濫用に当たることはないかについての検討である。

そしてその三は、顧問弁護士との本件委任契約関係についてである。

その一 告発の妥当性について

- ① 地方公共団体たる美作市が告訴・告発するに当たっては、市民の名誉や表現・出版の自由等人権にかかわる重要事案だっただけに、告発状に添付したビラの内容や事実関係の確認と、国民の基本的権利との関係について組織的に検討された上行われたものと考ええる。

被告発人らが本件ピラに書いた内容の事実を知ったのは、

㊦ 地元議員である■■■■議員及び■■■■議員出席の意見交換会の中において、ベテランの■■■■議員が冗談めいて発せられた発言ではなく、確実な情報として提供された発言に基づき作成されたものであること、

㊧ また平成24年7月6日美作市が関係議員から聴取調査した結果、その中で同年5月2日の意見交換会に同席していた■■■■市議の供述からは、それが録音をもとに作成されたものであるであろうことを承知していたことから、告発に係るピラがどういう状況と裏付けによって作成されたものであるかは、十分承知していたはずである。

しかし美作市においては、一部実名をあげてまでしてあえて積極的に報道発表した平成24年7月19日の時点においては、これをデマピラであると決めつけて告発に及んでいるが、肝心の当事者である■■■■議員からの聴き取り調査は、告発後の同年7月31日であること、そしてその報告の取りまとめは、第4の一の4に記載したとおりの杜撰さである。

告発はこのように調査がいまだ不十分な段階かと思われる中、その不十分さはもちろんのこと、関係職員との事情聴取等から判断して、後述する弁護士との本件委任契約を無視した形で、なぜか急いで実施されたものである。

そのことは、本件告発状の「告発事実」欄に、名誉毀損の場合普通記載されている「なんら確信がないのに」という表現が記載されていないことなどからもうかがえるところである。まして本件は刑法第230条の2の第3項に規定の公務員に対する名誉毀損に関わるだけになおさらのことである。

㊨ 申請人はもとより、被告発人である■■■■からの供述でも、ベテランで信頼のおける■■■■議員からの自信に満ちた発言であったことから、被告発人3名の外の出席者においても、■■■■議員が述べた内容が、その断定的な発言からして間違いのないものと認識したとしても至極当然のことかと判断する。

㊩ 被告発人三人のうち二人は、「美作の環境を考える会」に継続して所属しているし、他の一人である請求人もかつては同会に所属していたが、同会は「美しい美作の自然を子供たちにのこそう」などをめざし、説明不足の中で美作市が一方的に計画を進めているクリーンセンター建設工事について、周辺住民に対して種々の情報提供と啓発活動を展開しようとして、元勝田町長である■■■■を会長とする地元住民で構成する民主団体（規約はなし）であることは、第4の一の1に記載したとおりである。

またかねてから美作市内では、市が発注した工事等の入札関係について、不自然でおかしいという噂も多いことから、同会はクリーンセンター事業関係だけでなく

市政を正そうとしていたことも関係人の供述から明らかにされてもいる。

- ④ 同会では、クリーンセンター事業計画の説明を市に求め続けたものの、美作市は区長以外これには応じないなどとして拒否され続けたことから、平成23年においては市に対して説明責任を果たすことや津山広域からの脱退の経緯、なぜ河内・杉原地区に建設することになったのかなどの説明をするよう求める署名活動を、美作市民と施設敷地が及ぶ隣の勝央町民らを対象に展開し、945名の署名を集め美作市長に提出したが、市長はこれについても何の対応もしようとしなかったことから、意見の衝突をしていたという状況下に陥っていた。

その上、クリーンセンター特別委員会答弁等において、同会を「得体のしれない団体」などとし、美作市幹部にあつては「取り合わない」などとして、対話の窓口を開かなかったことは関係記録から明らかである。

- ⑤ 以上のような状況下にある中、本件ビラの記事は、前記①及び②に記載したとおり[]議員も在席している中においてベテランの[]議員から、「わしが言うたいいうてもろうてもらくじゃけん」と断言までされた上での情報であることから、被告発者らがそれが真実であると受け取ったことは、当然であると判断する。

そして、もしこれが事実なら市政を正さなくてはならないことだと判断し、同会会長である[]らが美作市に対し、予定の入札を見合わせるよう求めたことは、関係人の供述からも明らかである。

また、[]議員が平成26年12月15日監査委員による事情聴取に対して、ビラに書かれているとおりのことを[]副市長から、しかも初めて聞いたことに間違いがないとも供述している。

- ⑥ 告発状にも記載されているとおり、本件は公務員たる副市長[]の名誉毀損の訴因をもってなされたことは明らかであるが、同人は公務員である以上告発するに当たっては、既述してきたとおり刑法第230条だけではなく、第230条の2についても併せて検討すべきことは当然である。

本件告発状を見ると、その罰条には刑法第230条のみ記載されているが、同法第230条の2第3項においては「前条第1項の行為（第230条第1項の行為、即ち公然と事実を摘示し、人の名誉を毀損する行為）が公務員または公選による公務員の候補者に関する事実に係る場合には、事実の真否を判断し、真実であることの証明があった時は、これを罰しない。」と定められている。

そして、この証明責任関係については、昭和44年6月最高裁大法廷判決において、それまでの最高裁判断を変更し、「刑法230条の2の規定は、人格権としての個人の名誉の保護と、憲法21条による正当な言論の保障を図ったものというべき

であり、これら両者間の調和と均衡を考慮するならば、たとえ刑法230条の2第1項にいう事実が真実であることの証明がない場合でも、行為者(本件でいえばピラに関係した[]はもちろんのこと、請求人など)がその事実を真実であると誤信し、その誤信したことについて、確実な資料、根拠に照らし相当の理由があるときは、犯罪の故意がなく、名誉毀損の罪は成立しないものと解するのが相当である。」判示し、これは確定判決であることは既述してきたとおりである。

なお、念のため述べておくと、ピラに書かれている内容の事実関係については、第4の一の4及び二の2に記載したとおり、美作市の[]政策審議監など幹部7名による調査をもってしても、いまだ完全解明するに至っていないことから、これが誤信に該当するものかどうかについてすら、詳らかではない。

また申請人からも親交深い[]副市長であるだけに、名誉棄損の意図など全くなかったと供述している。

⑦ 本件告発に係る行為を見た時、

ア 発言者は地元ベテランの[]議員であり、確信をもって断言されたものであること、

イ 同じく地元の同僚議員である[]議員も同席した中での発言であること、

ウ そしてその期日は明確にはできなかったものの、後日チラシ内容についての確認書に、意見交換会に出席の会員等全員と、[]議員及び同席していた[]議員の両名共に、後日誤りがないとして署名捺印までしていること、

エ ピラは、意見交換会の発言を録音し再生して作成されたものであると認められること、

オ その上、噂通りに[]が落札していることから、それを知り得たいいずれかの者から漏洩したと考えられるが、その解明ができていないこと、

などに照らして判断したとき、前記⑥にいう「相当の理由」があったものと考えられることから、犯意もなく違法性阻却事由に該当するものと判断する。

よって本件告発行為は、刑法第230条の2及び前記⑥等に取り上げた最高裁判例からして、著しく妥当性を欠いたものであったと言わざるを得ない。

なお、告発に関する起案文書は存在しないとのことであることから、本件告発は文書決裁をすることなく実行されたというほかない。

とりわけ、入札結果を見たとき、事前に噂されていたとおり[]が落札したことは、とりわけ注目に値するところである。

⑧ なお、犯罪捜査規範において迅速・的確捜査が基本であると規定されているところ、美作警察署への本件告発は、平成24年7月19日であるが、被告発人らへの

事情聴取は約5か月後の翌年1月初旬であったとのことであり、この遅延対応にも疑問なしとしない。

何とならば、他の2名の被告発者が誰であるかについては、ビラの配布に関与した者にとっては重大な関心事であったことから、これを実名で報道機関に発表された同会の会長・[REDACTED]においては、そのことについての抗議と共に、関係人からの要望を受け、美作市に出向いて他の2名が誰であるか知りたい旨要求したもののこれを拒否され、被告発人が誰であったかを知るのは、翌年1月初旬の美作警察署の取り調べまで不明のままであった。

しかしこのように年末年始を挟んでの長期にわたって会員間に不安と心労を患わせ続けたことは、いかがなものかと思料する。

その因果関係を詳らかにすることは出来ないものの、同会の事務局長でありビラの作成に携わり配布も行った[REDACTED]は、当然自分も告発されたものと受け止めている中、平成24年10月中旬孤独死しているが、告発事件後においてはビラを作成して配布依頼したことにより、会員や友人に迷惑や心配をかけたとして憔悴していたことは関係人の供述で明らかである。

- ⑨ 本件告発については、平成25年9月26日付で津山地検から美作市長に対して不起訴処分した旨の通知書を、同年9月28日受領し、受任弁護士に不起訴理由の調査等内部的な対応ばかりをしているだけで、被告発者等に対する、例えば名誉回復措置等についての検討はされなかったものと認められる。そしてその対応は、平成26年6月議会における、しかも議員による一般質問への[REDACTED]市長答弁まで待たねばならなかったというのが美作市行政の実態である。

これは人権推進行政の任にある美作市としては、明らかに怠慢であり、人権への配慮に著しく欠けたものと言わざるを得ない。

その二 告発権の濫用について

- ① 本件告発が「美作の環境を考える会」が計画していた決起集会の三日前に、何の連絡や警告もせずいきなり行われ、テレビ報道は当日、新聞報道は決起集会の前々日に当たる7月20日であったという事実についてである。

緊急性のない本件について、なぜこのようなタイミングで、しかも報道機関等11社に事前周知した上、記者会見まで開き、しかも1名については実名で積極発表した事実についての疑問と妥当性判断である。

このことについては、被告発人である[REDACTED]は監査委員による事情聴取の際、決起集会の妨害疑念も感じたし、事実予定されていた来賓の欠席もあったと供述していることから、本件は緊急性に乏しい事案であったにも関わらず、こうしたタイミングにおいてマスコミにあえて一部実名で積極発表したことに、合理性や妥当

性を見い出すことは出来ない。

- ② さらに記者会見場において、刑事訴訟法第47条及び第53条の2の非公開規定があるにも関わらず、本件告発状の写し（ 以外の2名の氏名は削除）を配布したと認められるが、これは同条に抵触するものである。

また美作市は、報道資料としての告発状の写しは雑文書であるとしておよそ6か月後の平成25年1月21日には保存なしと、美作警察署長からの捜査関係事項照会書（資料2、省略）に対して回答している。しかし美作市文書管理規程第19条によると、完結文書の保存期間は保存年限基準表に定められることになっており、当該告発状は同基準表1の（10）訴訟・不服申し立て等に関する重要な文書に該当し、永久保存されることになっているほか、同規程では最低でも1年保存とされている。

なお、報道資料とは言え、事案内容からしてあまりにも不自然な廃棄処分であり、文書毀棄、隠ぺい容疑も抱かざるを得ないほか、虚偽文書作成容疑ももたれるところである。

美作警察署への回答は、状況からして意図的な虚偽回答文書作成と行使等の止む無きに至ってのことかとも考えられる。

おって美作警察署が、美作市に対して捜査関係事項照会書に記載されている照会事項をもって照会した経緯の一つとしては、平成25年1月初旬になって初めて被告発人らからの事情聴取の場において、同人らから美作警察署に対して、既述してきたとおりの報道発表内容等について、不満の供述等があったことによるものとも推量するが、その事実関係については詳らかにできないところである。

虚偽文書作成等のことについては、美作市において法令の定めるところにより対処されてしかるべきものである。

- ③ 請求人は平成25年10月2日、美作市長に対して本件告発状及び関係起案文書類について情報公開請求をし、それに対する非公開決定通知書（資料3）は同年10月16日発出されているが、同通知書の「公開しない理由欄」には、告発状については、刑事訴訟法の規定に基づき作成した訴訟に関する書類であるため、美作市情報公開条例第9条第1項に規定の「法令等の定めるところにより、公開できないと認められる情報」に該当するので非公開とするとの処分をしているが、これが被告発者本人からの請求であるところ、報道機関への写し配付対応との整合性において、著しく恣意的な処分であったと認められ、とても許容される処分ではない。（ここでいう法令等とは、刑事訴訟法第47条及び第53条の2と考えられる。）

- ④ 本件事件について、積極的に記者会見までし、「行政対象暴力行為に値する側面がある。」とまで言及し、しかも一人は実名で報道発表しているが、事案の内容からしてあまりにも個人の名誉や言論・出版の自由の保障、及び集会の自由をも軽んじたものであったと言わざるを得ないほか、個人情報保護の観点からも関係者については責任が問われて当然のことと考える。

他紙が報道している中、地元山陽新聞社にあっては、本件告発関係については全く記事にしてこなかったことから、これらのことはうかがえるところである。

- ⑤ 平成24年9月議会で■■■■市長が答弁しているように、当時美作市が発注する公共事業に関して相当数の談合情報が寄せられていたことや市民の中でも噂されていたことも事実である。

そのような状況から、■■■■市長や■■■■副市長らにとっては、本件ピラに書かれた事前情報漏れとその結果（情報どおり■■■■が落札）に対しては、ことのほか危機意識を持たざるを得なかったものと考えられる。

このことに関連して、■■■■副市長は前述の議会において、■■■■議長等数名の議員及び■■■■元市長からも心配しての問い合わせがあったと答弁していることから、本件についてはピラに書かれている内容が内容だけに、また噂どおりに■■■■に落札したこともあって、格段の危機意識の高揚があったものと思料する。

- ⑥ 事実申請人や被告発者等らは、本件告発は■■■■市長や■■■■副市長らの保身を図るものではなかっただろうか、それなら公費を使つての告発には納得できないなどと主張している。そのすべてではないとしても、これらの経緯や背景、そして下記⑦の議会答弁から判断したとき、同人らの主張にも理解できるところがある。

- ⑦ 平成24年9月議会における■■■■議員からの質問に対して、■■■■副市長が「これから法廷にまで出て、食うか食われるかやるんです。」とまで高揚した答弁までしている（資料4）。

さらには、平成25年3月議会における■■■■議員の質問に対する■■■■市長答弁では、「その後（告発後のことと理解できる）、市民の皆様を困惑させていたデマピラの配布も一応中断されているようであり、市政を混乱させた一連の行為に対して刑事告発が多少なりとも効果があったものと思っています。」などとも答弁（資料5）していることから、表現・出版、そして集会の自由のことを顧みない、本件告発の意図の一端がうかがえるところであり、告発時の記者会見で■■■■市長が述べた「断腸の思い」とは、ずいぶんと乖離したものである。

その三 顧問弁護士との委任契約関係について

- ① 美作市長[]は、本件を刑事事件として扱うについて、平成24年7月3日、顧問弁護士であった[]法律事務所の[]と本件事件の法律事務処理に関する委任契約を資料6のとおり締結している。
- ② 同契約書によれば、その表題は「委任契約書（民事）」である旨書かれているほか、「事件等の表示と受任の範囲」を規定するその第1条において、事件名を「名誉毀損に関する刑事告訴」と表示し、さらにその受任範囲については、「刑事告訴」であるとして契約締結している。
- ③ また、この委任契約第2条に基づく着手金の請求書は契約日において提出されているが、その請求内容記述文においても、それが告訴であるとして請求されている。
前記のことも併せて考えたとき、これが専門家によって取り交わされたものであることから、告発を告訴と間違えたものとは認められないところである。
ただ、表題の括弧書きの「民事」については、とても推察の及ばないところである。
- ④ 以上のことから、本件委任契約時である平成24年7月3日時点においては、美作市に対する名誉毀損を前提に契約締結されていたものと考ええる。
これをうかがわせることとして、平成24年9月議会における次のような[]副市長答弁がある。
「、、いろいろと私どもも市長を交え協議しました。しかし、これは組織、美作市という組織に対する大きな挑戦と考えております。このことについては、一つは、今回市長の方が、市長の側近であります副市長という立場、職を守る行為ということとで告発されたと思います。」（資料7）。
- ⑤ しかし7月19日の報道発表時において[]市長は、契約変更等することなく、「副市長[]に対する刑事告発」事件として発表しているが、同人の話では告訴・告発の違いなどについての認識など有していなかったとのことであることから、この突然の告発記者会見については、契約関係に精通していない誰かが描いた報道シナリオにより行われたもの考えられる。
こうした混乱をうかがわせるものとして、事件の不起訴処分通知を受けた後、美作市からの依頼を受けた顧問弁護士が、この内容について津山地検に問い合わせているが、それについて委任契約第2条に基づく出張等請求書（25.10.16）には、名誉棄損に関する刑事告発の件として請求されている。

⑥ 告訴・告発の混同、そして委任契約書表題の括弧書に書かれている「民事」の文言は、契約の主要部分であることから、本契約の有効性についても疑念のもたれるところである。

⑦ 一般人ならいざ知らず、美作市と顧問弁護士との委任契約締結中における、しかも一部実名を挙げてまでの積極記者会見であることから、このように考えられない杜撰さは、その信憑性は別として、被告発人らが疑っているように、第4のその二の①に記載した決起集会を前に、また第4のその二の⑤から⑦記載の背景もあって、急ぎ働きした可能性をうかがわせるに十分かと思料せざるを得ない。

以上の監査結果から、本件告発は妥当性に欠けたものと認められるほか、人権推進や啓発啓蒙の推進の任にある地方公共団体としては、表現の自由や名誉等国民の基本的人権への配慮にも著しく欠けたものであったと言わざるを得ない。

美作市及び副市長にあっては一般の私人よりも反論等の機会と手段とを多く有するにも関わらず、何の話しかけや警告等の手続きも取らずに、いきなり市民3名の刑事告発に及んだことはあまりにも均衡を欠き配慮にも欠けるものと言わざるを得ない。

その上、一部とはいえあえて実名をあげての積極報道発表に、その合理的な理由を見出し得ず、権利の濫用に当たると判断する。

また契約事務についても、基本的な部分において余りにも疎漏であったと判断する。

そして何よりも、市民3名の告発については不起訴処分通知を受けながら、本年6月議会まで、しかも議員からの一般質問への答弁という形でしか被告発者らの回復措置を取らなかったことについては、行政の怠慢というほかない。

以上のことから本件支出は不当支出と判断されるので、美作市に対して返還措置方勧告すべきと考える。

第5 高田修平、松本妙子及び日笠一成監査委員の「判断及び意見」

本件監査請求の中で柱となっているのは、昭和44年6月25日に最高裁が刑法230条の2に適用される解釈について「行為者が摘示した事実を真実であると誤信したことについて、確実な資料・根拠に照らして相当の理由があると認められるときに限り名誉毀損罪は成立しない」と判示したことを受けて、本件名誉毀損罪は成立しないため、その成立しないものを告発したことは著しく妥当性を欠くというものである。

ただ、今回告発に至ったビラの発言元である関係者から事情聴取した際、同人は本件名誉毀損罪の告発の元となったビラについて「あのビラはできてから1か月くらい後に知人が持ってきて受け取った。あんまり信用はされんと思った。」と申し立てていると

おり、本件名誉毀損罪の告発の元となったピラは発言者の知らないうちに作成されたことが窺がえる。

また、同人は、前監査請求人らが告発されたことについては、「それほど大事件とは思っていないし、全然意に介していない。■■■■市長がパフォーマンスでやったんじゃない。」と申し立て、特に大きな関心事と受け取っていないことが窺がえる。

このような経緯から、本件告発にかかる名誉毀損罪について「事実を誤認したことについて、確実な資料・根拠に照らして相当の理由がある」と断定することには疑問が残るところである。

この意見の相違を本審査で調整することはできず、また、今回なされた住民監査請求に、一度同一の内容で監査請求された際の証拠をくつがえすような新事実となるべき資料等が出てきたとは到底認められない。

ただ、前回の回答書の中でも述べたが、違法性はないとはいえ、刑事告訴のままの契約で事を進めたこと、副市長の名誉を回復するには別の方法もあったのにそのことを深く検討することなく告発に至った点については美作市として反省し、市民に誤解を抱かせるようなことが今後絶対に無いように肝に銘じてもらいたいということを今回も敢えて述べておく。

以上の理由から本件美作市職員措置請求は棄却とすべきである。